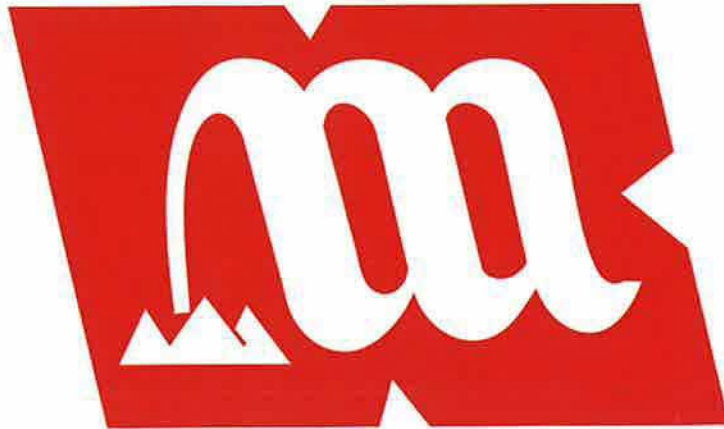


令和8年度

第1回熊本県中学校部活動の地域展開に係る  
コーディネーター及び担当者研修会  
県中体連による情報提供資料



○日時 令和8年5月12日(火)13:30~

○場所 熊本県庁 地下大会議室

○情報提供内容

- (1) 中体連への大会参加について
- (2) 日本中体連・九州中体連の動向について
- (3) R8 県総体の開催基準・特別規程について
- (4) 拠点校部活動参加規程について
- (5) その他(事前質問等)



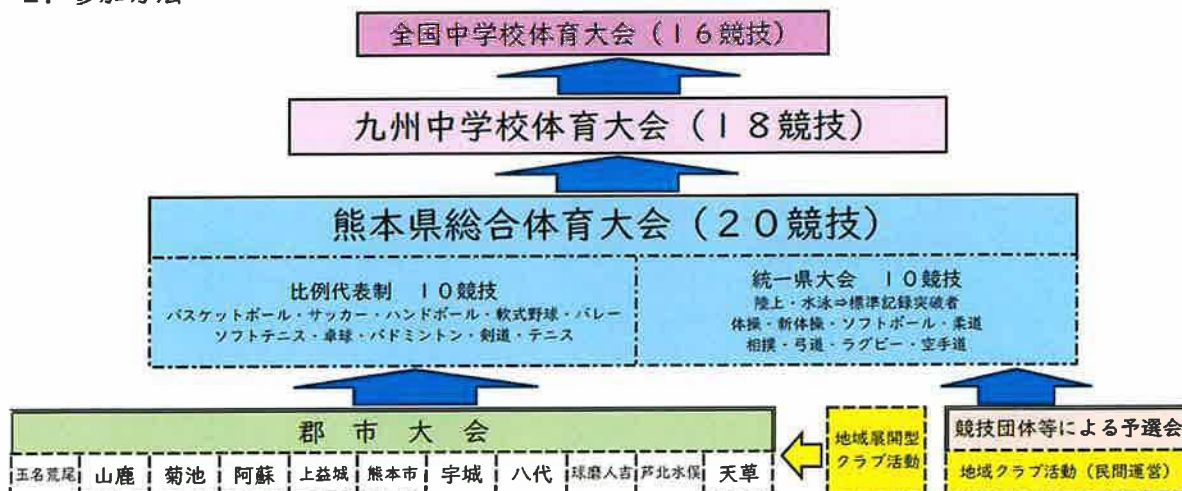
# 令和8年度熊本県中学校総合体育大会参加について【概要】

## 1. 参加資格

- 熊本県中学校総合体育大会には1人1競技（駅伝は除く）の参加
- 4月中には出場する所属団体を明確にする必要がある。

	学校			地域クラブ活動	
	学校部活動	複数校合同チーム	拠点校部活動	地域展開型クラブ活動	地域クラブ活動（民間運営）
事業主体	学校	各学校	各教育委員会	市町村又は市町村教育委員会	クラブ代表者
編成基準	開催基準8参加資格（3） 単一学校	開催基準8参加資格（3） 【複数校合同チーム編成規程】 7競技該当 バレー・サッカー・軟式野球 バスケットボール・ハンドボール ソフトボール・ラグビー	開催基準8参加資格（3） 【拠点校部活動参加規程】	○開催基準「特別規程」 1参加資格の特例（2） ○各競技認定規定細則	○開催基準「特別規程」 1参加資格の特例（3） ○参加認定規定及び 各競技認定規定細則
県中体連への申請	なし ※各学校対応	あり ※郡市中体連へ各学校より	なし ※郡市中体連へ確認	なし ※郡市中体連へ確認	あり ※県中体連に認定申請

## 2. 参加方法



- 比例代表制は、郡市大会・予選会等の当年度参加チームの占める割合によって16枠を分配する方法です。  
参加チーム数が少ないブロックにおいても必ず1枠が設けられています。
- 統一県大会は、予選会等の結果に関わらず、参加制限を満たしていれば全員が参加できる大会です。

【全国中学校体育大会 開催基準 「参加資格の特例」】(R8.3.5 日本中体連臨時理事会)

◎地域クラブ活動に所属する中学生

(1) 地域クラブ活動に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 全国中学校体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 全国中学校体育大会の参加を認める条件

ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。

ウ 地域クラブ活動にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

エ 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』(令和7年12月27日文科科学省)を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること(登録費については、都道府県中学校体育連盟の方針による)。

カ 都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。(夏と冬は別とする)

② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

ア 全国中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 全国中学校体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者もしくは指導資格を有する指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 全国中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。

③ 参加を認めない場合

ア 全国中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

◎認定地域クラブ活動に所属する中学生

(1) 上記「◎地域クラブ活動に所属する中学生」の(1)と(2)に準ずる。

(2) 認定地域クラブ活動を実施している市区町村において、当該自治体に認定されていない地域クラブ活動は、参加を認めない。(認定制度開始日から2年間を猶予期間とする。)

(3) 認定地域クラブ活動には「全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技部細則」は適用されない。

## 【九州中学校体育大会 開催基準「特別規程」】(R8.4.13 第1回九州中体連理事会)

### (2) 地域クラブ活動に所属する中学生「開催基準7(7)」

- ① 地域クラブ活動に所属し、県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること  
原則、当該県下の中学校に在籍している生徒であること。
- ② 九州中学校体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

#### ア 九州中学校体育大会の参加を認める条件

- a 九州中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- b 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
- c 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
- d 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』に準じて活動していること。（令和7年12月文科省発出）
- e 地域クラブ活動の指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、各県各競技団体等から処分を受けていない者であることとする。
- f 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で県中学校体育連盟に登録していること  
（登録費については県中学校体育連盟の方針による）。
- g 県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- h 地域クラブ活動で九州中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- i 令和8年度九州中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例「各競技細則」を満たしていること。

#### イ 九州中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

- a 九州中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- b 九州中学校体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。  
また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- c 九州中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- d 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする。（複数のチームの参加はできない）。
- e 地域クラブ活動の監督・コーチが、複数チームに登録することは認めないものとする。  
（水泳・新体操のコーチについては、複数チームの登録を認める）

#### ウ 参加を認めない場合

- a 九州中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

### (3) 認定地域クラブ活動「開催基準7(7)」

ア 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（概要）』（令和7年12月文部科学省発出）の認定制度に基づき、市区町村等において認定された地域クラブ活動。

イ 上記（2）地域クラブ活動に所属する中学生の条件に準ずる。ただし以下の項目については、適用外とする。

- ・②アc 指導者資格については、各市区町村の定める認定制度による。
- ・②アf 競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録については、任意とする。  
（各県中学校体育連盟への登録は必須）
- ・②アi 「各競技細則」は適用されない。
- ・②イb 引率については、各市区町村の認定制度による。

# 令和8年度熊本県中学校総合体育大会開催基準

## 1 目的

熊本県中学校総合体育大会(以下、「大会」という。)は、中学校教育の一環として、中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、学校体育の振興とスポーツの正常な発展ならびに体力・技能の向上とアマチュア精神の高揚を図り、心身ともに健全な中学校生徒を育成するとともに中学校生徒相互の親睦を図るものである。

2 主催 熊本県中学校体育連盟・熊本県教育委員会・会場地教育委員会

3 後援 (公財)熊本県スポーツ協会(各競技団体)・(一財)熊本県PTA教育振興財団

4 主管 会場地中学校体育連盟

## 5 開催競技

(1) 男子は、陸上、体操、新体操、水泳、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、ハンドボール、ソフトボール、サッカー(女子の部)、軟式野球(女子の部)、卓球、バドミントン、柔道、剣道、相撲、駅伝、ラグビー(女子の部)、空手道、弓道、テニスの21競技とする。

(2) 女子は、陸上、体操、新体操、水泳、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、ハンドボール、ソフトボール、バドミントン、卓球、柔道、剣道、駅伝、空手道、弓道、テニス、相撲の18競技とする。

## 6 開催期日

(1) 夏季大会は7月、駅伝競走大会11月に開催することを原則とする。

(2) 各競技2日間で終了することを原則とする。ただし屋外競技はその限りではない。

また、屋外競技については、予備日を設けることができる。

(3) 夏季大会においては、総合開会式を実施し、競技別に開始式を行う。

(4) 変更の必要がある場合には、評議員会にて審議し、決定する。

## 7 開催地

開催地については、県内全域とする。変更がある場合は評議員会にて審議し、決定する。

## 8 参加資格

(1) 参加者は、県内郡市中学校体育連盟(以下、「中体連」という。)に加盟し、学校教育法に基づく当該中学校生徒であること。

(2) 郡市中体連主催大会において、当該競技要項により、県大会参加資格を得たチーム、または個人とする。但し、駅伝競走を除いて1人1競技の出場とする。

(3) チームの編成は、単一学校で編成されたものとする。ただし、別に定める「複数校合同チーム編成規程」もしくは「拠点校部活動参加規程」に適合する場合は、複数校合同チームもしくは拠点校部活動の参加を認める。

(4) 個人戦出場者は、(2)項の個人戦大会より選抜された者とする。

(5) 参加生徒の引率・部長・監督は当該校の校長・教員・部活動指導員とし、教員・部活指導員以外のコーチについては『教員外指導者に関わる大会参加資格』を踏まえて、校長が認めた者とする。

(6) 本大会において九州・全国大会への参加資格を得たチームまたは個人は、九州・全国大会に参加する義務を負うものとする。特別な事情(けが・病気等)により棄権する場合は、県中体連会長の承認を得なければならない。

(7) 参加する生徒は大会要項を遵守し、マナーを守ること。

(8) 大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・部活動指導員・教員外指導者等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等(以下、暴力等)により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長は、この点を確認して、大会申込書を作成する。なお、教員外指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

(9) 地域展開型クラブ活動や地域クラブ活動(民間運営)の参加資格の特例については、熊本県中学校総合体育大会開催基準「特別規程」による。

## 9 参加料

参加選手1人につき1000円とする。

(駅伝大会も1人につき1000円とする。)

## 10 参加制限

(1) 団体競技は、各都市代表と地域クラブ活動(民間運営)代表の比例代表制16チームとし、以下の手順によって決定する。

- ① 当年度の各都市大会参加チーム数と地域クラブ活動予選会参加チーム数+の合計値①を算出
- ② ①の数値が全都市・地域クラブ活動(民間運営)に占める割合を算出…②
- ③ [16チーム選出] ②×16チームの数値③により各都市・地域クラブ活動(民間運営)の出場枠を決定する。

### 【出場枠について】

③の数値	0~1.99	2.00~2.99	3.00~3.99	…
各都市・地域クラブ活動(民間運営)の出場枠	1	2	3	…

- ※1 出場枠の和が16チーム以上となった場合、③の数値(小数点以下)が最も高い数値の都市・地域クラブ活動(民間運営)から優先順位をつける。(ただし、1以上の数値のみ対象とする)
- ※2 ※1の数値が同値の場合は、当該都市の競技における学校部活動、地域展開型クラブ活動の部員総数、地域クラブ活動(民間運営)の登録人数の総数で優先順位をつける。
- ※3 ③の手順を行った結果、16チーム以上が選出された場合、出場枠が2チーム以上ある都市・地域クラブ活動(民間運営)を比較し、③の数値(小数点以下)が最も低い都市・地域クラブ活動(民間運営)から枠を調整する。

(2) 陸上、水泳、体操、新体操、相撲、駅伝、弓道、テニス、ラグビー、柔道、ソフトボール、空手道の参加制限は、当該競技の大会要項による。ただし、参加制限の変更については評議員会の承認を得た場合のみ認める。

(3) 上記項目以外の出場数については、専門部長は県中体連会長と合議し決定する。

(2チーム出場該当郡市中体連は、郡市中体連理事長より専門部長に申し出る。専門部長は、会長と合議し決定する。)

(4) 郡市中体連の合併に伴う出場数は、1年に限り2チームの出場を認める。原則、2チームについては旧中体連から1チームずつとするが、当該中体連の判断で決定する。

(5) 個人競技は次のとおりとする。

- ① 原則として、性別・部別・階級別に郡市中体連、地域クラブ活動2名(2ペア)とする。但し、熊本市中体連より4名(4ペア)の出場を認める。これ以外の出場数については、当該競技専門部長が申請し、評議員会の決定を受けて県中体連会長が承認した競技のみ認める。
- ② 水泳は、県中体連制定の標準記録を突破した者とし、1人2種目以内(リレを除く)とする。
- ③ 陸上は、県中体連制定の標準記録を突破した者とし、原則1人1種目(リレを除く)とする。また、所属推薦枠を設定し、その参加制限については陸上競技大会要項による。

(6) 大会初日の受付、または監督会議までに参加資格を得たチームの選手が負傷した時、郡市中体連会長の承認を受けて補充することができる。但し、ソフトテニスは競技規則に則る。また、地域クラブ活動においては県中体連会長の承認を受けて補充するものとする。

(7) (5)については、当該競技の大会要項による。

## 11 大会要項

- (1) 大会要項(競技別)は、専門部長が原案を作成し、総務理事会で審議し、評議員会で決定する。
- (2) 県中体連事務局より県中体連ホームページに掲載する。

## 12 参加申し込み

大会要項規定により参加資格を得たチーム及び個人は、所定の参加申し込み書に当該学校長・郡市中体連会長の承認を得て、県中体連会長に申し込む。ただし、地域クラブ活動の参加申し込みについては責任ある代表者・各競技団体長の承認を得て、県中体連会長に申し込む。申し込み期日は、代表者会当日までとする。

代表者会(抽選会)は、夏季大会については1週間前、駅伝競走大会については、2週間前にすることを原則とする。

## 熊本県中学校総合体育大会開催基準「特別規程」

### Ⅰ 参加資格の特例「開催基準8(9)」

(1)学校教育法134条の各種学校(1条に掲げるもの以外)に在籍し、熊本県中学校体育連盟に認定された団体の生徒であること。

(2)「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省発出)に準じて、国が定める「地域クラブ活動に関する認定制度」で各自治体から認定を受けた「認定地域クラブ活動」は郡市大会より出場とする。

#### □認定地域クラブ活動

##### Ⅰ 大会参加を認める条件

ア 熊本県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。

ウ 県下の中学校に在籍し、本県の各競技団体もしくは中央競技団体に登録されていること。

エ 競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

オ 県総体につながる大会に参加する場合は、在籍中学校での大会参加は原則認めない。  
その逆も同様である。

カ その他の実施上の留意点については、事業主体または運営主体の判断に委ねる

キ 認定地域クラブ活動には地域クラブ活動の参加資格の特例「各競技認定規定細則」は全国大会・九州大会の特別規程に準じて適用されない。

(3)運動部活動地域展開により、市町村や市町村教育委員会が運営の事業主体となっている地域展開型クラブ活動は郡市大会より出場とする。

#### □地域展開型クラブ活動の規定

##### Ⅰ 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、市町村もしくは市町村教育委員会(以下、事業主体)とする。

実施主体は、市町村もしくは市町村教育委員会から委託された団体とする。

##### 2 実施対象

実施対象生徒は、事業主体の判断に委ねる。

##### 3 実施期間

原則1年間(年度単位)とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

##### 4 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

###### (1)参加の承認

事業主体の承認を必要とする。

###### (2)大会等への参加

登録については事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は、実施主体が対応する。

###### (3)生徒の移動方法等

生徒の移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

###### (4)安全管理

・地域展開型クラブ活動の指導のもとでの移動及び活動中の事故対応については、事業主体の判断に委ねる。

###### (5)チーム名

事業主体もしくは実施主体に委ねる。

###### (6)ユニホーム

事業主体もしくは実施主体に委ねる。(原則、同一ユニホームに揃えることとする)

(4)地域クラブ活動(民間運営)は、下の「参加資格の特例」、大会参加を認める条件及び大会参加に際し守るべき条件を遵守することで出場を認める。

□地域クラブ活動(民間運営)の参加資格の特例

- 1 熊本県下の中学校に在籍し、熊本県中学校体育連盟に参加認定された団体に所属する生徒であること。
- 2 熊本県中学校総合体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

(1) 参加を認める条件

- ア 熊本県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
- ウ 日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に活動が行われていること。
- エ 熊本県下の中学校に在籍し、本県の各競技団体もしくは中央競技団体に登録し、熊本県中学校体育連盟に参加認定されていること。
- オ 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』(令和7年12月文部科学省発出)を遵守していること。
- カ 令和8年度熊本県中学校総合体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例「各競技認定規定細則」を満たしていること。
- キ 熊本県中学校総合体育大会や予選会等において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- ク 地域クラブ活動で熊本県中学校総合体育大会につながる大会に参加する生徒は、在籍中学校での大会参加は原則認めない。その逆も同様である。
- ケ 指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、各県各競技団体等から処分を受けていない者であることとする。

(2) 熊本県中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件

- ア 熊本県中学校総合体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項・細則等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 熊本県中学校総合体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- エ 出場は単一チームでの編成とし、複数チームでの参加はできない。
- オ 地域クラブ活動の監督が、複数チームに登録することは認めない。

(3) 参加を認めない場合

参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

- ※1 この特例は、令和8年4月1日より施行する(令和8年1月30日第2回評議員会決定)。
- ※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。
- ※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

2 団体競技・個人競技における出場枠「開催基準10(1)」

- (1) 実施競技や参加種別(団体・個人)については、原則(公財)日本中学校体育連盟が示すものとする。
- (2) 認定地域クラブ活動及び地域展開型クラブ活動は、各郡市中体連による参加資格等を遵守していること。
- (3) 地域クラブ活動(民間運営)は、郡市大会同様、競技団体によるクラブ予選会等により決定する。
- (4) 出場枠については、当年度の比例代表制とし、予選会に参加したチーム数によって、枠を決定する。出場数について検討が必要な競技は、専門部長が申請し、評議員会で審議し、決定する。

# 拠点校部活動参加規程

R8 熊本県中学校体育連盟

## (1) 趣旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を（市町村内の）一つの学校が受け入れるというものである。市町村もしくは都道府県教育委員会が運動部活動に参加したい生徒の持続可能な事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

## (2) 条件

- ① 熊本県中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規定」（下記（3））に該当している。
- ② 参加者は、開催年度の大会開催基準8の参加資格を満たしている。
- ③ 拠点校は、熊本県中学校体育連盟に加盟している。
- ④ 拠点校としての大会参加が、熊本県中学校体育連盟に承認されている。
- ⑤ 参加申し込み手続きは該当校の校長が行う。
- ⑥ 拠点校の引率・監督は、拠点化関係校の校長・教員・部活動指導員とする。

## (3) 拠点校部活動規定

### ① 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、市町村教育委員会（以下、事業主体）とする。

実施主体は、公立中学校とする。

### ② 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

### ③ 実施期間

原則1年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

### ④ 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

#### ○参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。

#### ○大会等への参加

登録については（拠点校のみの登録か関係学校すべての登録）、事業主体の判断に委ねる。大会参加等連絡は、拠点校が対応する。

#### ○拠点校の移動

拠点校の移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

#### ○安全管理

- ・在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。
- ・活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。
- ・在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動・及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。

### ⑤ 拠点校部活動のチーム名

- ・チーム名については、事業主体もしくは実施主体に委ねる。
- ・ユニホーム等については、事業主体もしくは実施主体に委ねる。（原則、同一ユニホームに揃えることとする）

## (4) 複数校合同チームと拠点校部活動の合同

「複数校合同チーム編成規程」と「拠点校部活動参加規程」に則っていることを条件に、熊本県中学校体育連盟、同専門競技部、事業主体の連携した判断により複数校合同チームと拠点校部活動を合わせた形での大会参加を認める。

令和7年4月25日評議員会文章追加

## 【 事前質問事項等 】

熊本県中学校体育連盟事務局R8.5.12現在

質問1	休日のみ地域展開型クラブ活動としている場合、平日の中体連大会への参加の引率は教職員となるのでしょうか。 事業主体・学校の判断に委ねています。(特別規程 地域展開型クラブ活動の規定 4 (2)) 自治体や当該校の実情に応じてどちらからでも参加は可能となっています。 ただし、予選会を兼ねた郡市大会から県・九州・全中まで同一チーム名での(部活動かクラブ)での参加として います。
質問2	地域展開型クラブ活動に近隣市町村の生徒が所属しているが、中体連への参加は可能か。 県中体連としては、所属する生徒の自治体同士が連携して事業主体となっていれば参加は可能です。 ただし、同クラブに管外の生徒が所属している場合、郡市大会の開催基準等に制限 (〇〇郡市中体連に加盟している等)があると郡市中体連大会には出場できません。
質問3	拠点校方式による部活動に際し、市町村の枠を超えての希望があった場合の対応、方法等について 県中体連への申請等はありません。事業主体である市町村教育委員会が連携をとっていただき、 該当郡市中体連と確認をしてもらう流れになります。 ただし、市町村の枠が管外の場合、郡市大会の開催基準等に制限があると郡市中体連大会には出場できません。
質問4	地域展開型クラブ活動と学校部活動との合同チーム編成はできるのか。 R8現在では、全中・九州大会で認められておりませんので、県でも認めておりません。
質問5	県内の部活動地域展開にかかる方向性について 本連盟としては、令和5年度より地域クラブ活動の参入を進め、毎年、参加基準等の見直しを審議しております。 本連盟では、当初より競技力向上を主目的とするチーム・スクール・道場等との区別をして、郡市大会より 地域展開型クラブ活動は出場可能としてきました。今後も部活動改革期の中で柔軟に対応していくために より自治体との連携を図っていき、改革期の中で出場できるはずの生徒が出れない状況を回避していきたい考えです。
質問6	現時点で、地域展開に伴う中体連の方針や今後の見通しについて 日本中体連や九州中体連は今後の方向性として、大会の在り方について検討を重ねています。 新たなガイドラインに則って、「認定地域クラブ活動」を部活動の受け皿と捉える大会運営を推し進めていく方針です。 本連盟としても今後、数年は部活動と土日の地域展開等の参加形態が混在した中での大会運営を行って いかななくてはならないと考えますが、安心・安全で公正・公平な大会の在り方を検討していきたいと思います。